

魚津市告示第109号

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条－第44条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】  
別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
1 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1に対する週1回のサービス	1月につき	1,798単位
	(2) 要支援2に対する週2回以内のサービス	1月につき	3,621単位
2 1月当たりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で3回までのサービス	1回につき	436単位
	(2) 要支援2に対する1月の中で5回から7回までのサービス	1回につき	447単位
3 生活機能向上グループ活動加算	(略)		
4 若年性認知症利用者受入加算	(略)		
5 栄養アセスメント加算	(略)		
6 栄養改善加算	(略)		
7 口腔機能向上加算	(略)		
8 一体的サービス提供加算		1月につき	480単位
9 サービス提供体制強化加算	(略)		
10 生活機能向上連携加算	(略)		
	(2) 生活機能向上加算連携(Ⅱ)	1月につき	200単位
11 口腔・栄養スクリーニング加算	(略)		
12 科学的介護推進体制加算	(略)		
13 介護職員処遇改善加算	(略)		
14 介護職員等特定処遇改善加算	(略)		
15 介護職員等ベースアップ等支援加算	(略)		

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

## 【別記】

## 別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する週1回のサービス	1月につき	1,672単位
	(2) 要支援2に対する週2回以内のサービス	1月につき	3,428単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	384単位
	(4) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	395単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算	(略)		
ハ 運動器機能向上加算		1月につき	225単位
ニ 若年性認知症利用者受入加算	(略)		
ホ 栄養アセスメント加算	(略)		
ヘ 栄養改善加算	(略)		
ト 口腔機能向上加算	(略)		
チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 運動器機能向上及び栄養改善加算	1月につき	480単位
	(2) 運動器機能向上及び口腔機能向上加算	1月につき	480単位
	(3) 栄養改善及び口腔機能向上加算	1月につき	480単位
	(4) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上加算	1月につき	700単位
リ 事業所評価加算		1月につき	120単位
ヌ サービス提供体制強化加算	(略)		
ル 生活機能向上連携加算	(略)		
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき 1月につき （運動機能向上加算を算定している場合）	200単位 100単位
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(略)		
ワ 科学的介護推進体制加算	(略)		
カ 介護職員処遇改善加算	(略)		
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(略)		
ク 介護職員等ベースアップ等支援加算	(略)		

## 備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。